

姫路市監査委員	三 輪 徹
同	芝 野 稔
同	常 盤 真 功
同	石 見 和 之

令和6年度 監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定により標記監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果報告を公表します。

なお、地方自治法第199条の2の規定により、7の監査結果のうち、同条に該当する事件については、監査委員 常盤真功及び石見和之 を除斥しました。

- 1 定期監査（工事監査）結果報告書
- 2 農林水産環境局定期監査及び関係指定管理者監査結果報告書
- 3 都市局定期監査結果報告書
- 4 建設局定期監査結果報告書及び関係指定管理者監査結果報告書
- 5 上下水道局定期監査結果報告書
- 6 消防局定期監査結果報告書
- 7 議会事務局定期監査結果報告書

令和6年度 消防局定期監査（行政監査を含む。）結果報告書

1 監査の実施

姫路市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

(1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

(2) 監査の対象

消防局

総務課

姫路東消防署（飾東出張所、増位出張所を含む。）、姫路西消防署（飾西出張所を含む。）、飾磨消防署（白浜分署、家島出張所、坊勢出張所を含む。）、網干消防署、中播消防署（北部出張所、香寺出張所を含む。）

(3) 監査の着眼点

リスク・アプローチの手法により、識別されたリスク（既知のリスク情報、リスク管理シート、監査等の着眼点等）から重要度や頻度等を総合的に考慮して、そのリスクを評価した上で重点的に行う監査の着眼点を設定した。

(4) 監査の主な実施内容

監査は、財務事務及びその他の事務の執行について、その一部を抽出し、法令等に基づき適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかなどの視点で実施した。

(5) 監査の実施場所及び日程

監査事務局及び現地

令和7年2月5日から同年3月14日まで

2 監査の結果

監査の結果、指摘事項は次のとおりである。その他の事務は、事務執行上留意すべき軽微なものを除き、適正に執行されているものと認めた。

(1) 支出関係事務（総務課）

ア 契約関係事務

契約書の作成に当たっては、姫路市契約規則第25条第1項の規定により契約金額を記載しなければならないとされている。姫路市消防吏員採用試験に係る試験問題作成等委託の契約書においては、委託料等の算出に必要な試験結果印刷送付料に係る記載が欠落していたが、契約書に

記載のない試験結果印刷送付料を含んで委託料の金額を算出し、支払事務を行っていた。

契約事務に当たっては、地方自治法、姫路市契約規則等の規定に基づき適正に執行されたい。